

旧奈良県総合医療センター除却工事 落札者決定基準

工事名：旧奈良県総合医療センター除却工事

工事番号：第工一1-2号

工事場所：奈良市平松1丁目 地内

■落札者決定基準【標準型①(建築)】

地方独立行政法人奈良県立病院機構

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点
施工計画	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目①(注1)	本工事は、大規模かつ複数の建築物を解体する必要があることから、合理的な施工手順に関する具体的な工夫を提案・実施する。	a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる d. 施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目②(注1)	本工事箇所は、地下埋設物が多く存在していることから、地下埋設物を確実に撤去するための具体的な工夫を提案・実施する。	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる d. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目③(注1)	本工事は、地下階の解体を伴うことから、解体撤去後の埋戻の品質を確保するための具体的な工夫(埋戻材料に対する提案を除く。)を提案・実施する。	a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる d. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	社会的要請の対応に関する項目①(注1)	本工事施工時の、作業員の安全を確保するための具体的な工夫(転落、落下又は倒壊の防止に関する提案に限る。)を提案・実施する。	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる d. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	社会的要請の対応に関する項目②(注1)	本工事施工箇所は、住宅地が近接し、工事期間が長期にわたるため、地域住民の理解を得ながら円滑に施工するための具体的な工夫を提案・実施する。	a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる d. 施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	社会的要請の対応に関する項目③(注1)	本工事は、多くの工事車両が施工箇所に入りし、また周辺には小学校があることから、別紙1「提案箇所図」に記載する提案箇所に関する歩行者に対する安全対策についての具体的な工夫を提案・実施する。ただし、交通誘導員に関する提案を除く。	a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる d. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	社会的要請の対応に関する項目④(注1)	本工事施工箇所の周辺は住宅地であることから、周辺環境への負荷(粉塵)を軽減するための具体的な工夫(施工区域内で実施する対策に限る。)を提案・実施する。	a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる d. 施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
	社会的要請の対応に関する項目⑤(注1)	本工事施工箇所の周辺は住宅地であることから、周辺環境への負荷(騒音)を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。	a. 施工管理方法が適切であり、特に優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 施工管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 施工管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる d. 施工管理方法が適切であるが、上記a、b、cに該当しない	6点/1提案 4点/1提案 2点/1提案 0
技術提案書(注12)	工事成績評定点(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県県土マネジメント部発注の「予定価格が5千万円以上の建築工事等」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注5)(注14)	a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満	(工事成績評定点の平均値-65)×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値-65)×0.4 -3
	企業の施工実績	表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする)(注6)	a. ○下記の局長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事請負業者)表彰 ・優良工事等施工者(技術開発)表彰 ・優良工事等施工者(安全対策)表彰 ・優良工事等施工者(イメージアップ)表彰 ○下記の特別優秀の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コントロールの表彰 b. ○下記の事務所長表彰を受けている ・優良工事等施工者(工事請負業者)表彰 ○下記の優秀又は入賞の表彰を受けている ・コンクリート構造物品質コントロールの表彰 c. 上記a、bに該当しない	0.5点/1表彰 0.25点/1表彰 0
	企業の施工実績等	配置予定技術者の実績(JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績(注7)	a. 主任技術者・監理技術者として国、奈良県又は地方独立行政法人奈良県立病院機構が発注した同種工事の完成・引渡が完了した b. 主任技術者・監理技術者として特殊法人等(地方独立行政法人奈良県立病院機構を除く)、公共法人、又は地方公団(奈良県を除く)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した c. 現場代理人(現場代理人で配置されたときに既に同種工事の監理技術者の資格を有していた者に限る)として国、特殊法人等(地方独立行政法人奈良県立病院機構を除く)、公共法人、又は地方公団(奈良県を含む)が発注した同種工事の完成・引渡が完了した d. 上記a、b、cに該当しない	2 1 1 0
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度	配置予定技術者の実績(JVは構成員全員)の、技術提案の記載内容に対する理解度 ・ピアリングで聞き取り判断する(注13)	a. 内容を理解している b. 一部でも理解していない技術者がいる(注9) c. 全く理解していない技術者がいる(注10)	0 Max -10 欠格
	加算点合計(注11)			54点満点

- (注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成26年4月1日～平成31年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成26年4月1日～平成31年3月31日までに完成・引渡しが完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加点するものとする。
過去15年間とは、平成16年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位とする。
「配点」についても、小数点以下第3位を切り捨てて、小数点以下第2位までとする。
- (注4) A等級は予定価格が3千万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。
ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における建築一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた备注基準(予定価格がA等級であったときは3千万円以上、B等級であったときは1千万円以上の工事に限る)に基づいた入れで受注し、過去5年間(平成26年4月1日～平成31年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。
過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) 建築工事等とは、建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含むものとする。
- (注6) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数点以下第3位を切り捨てし、小数点以下第2位まで計算するものとする。
- (注7) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していった場合に限るものとする。
現場代理人としての施工経験において、「監理技術者の資格を有していた者」とは監理技術者資格者証の交付を受けた者とする。
「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注8) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注9) 減点の基準として、出席した配置予定技術者を指名し回答できない場合、その都度その者が主たる配置予定技術者の場合は-3点、従になる配置予定技術者の場合は-1点とし、その場で委員長に確認を行い配置予定技術者に伝える。
- (注10) 「全く理解していない技術者がいる」とは、1回も回答できない配置予定技術者が1人でもいる場合とする。
- (注11) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
- (注12) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。
技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合は失格とする。
- (注13) ヒアリングに出席していない配置予定技術者は、原則として、配置技術者になれない。また、ヒアリングに出席する配置予定技術者は、ヒアリング当日に持参する「ヒアリング出席者(配置予定技術者)届」に記載されている配置予定技術者に限る。
なお、落札候補者に対して提出を求める様式12(技術提案書等提出書(事後)の提出資料「配置予定技術者の実績(同種工事の施工経験)」)については、ヒアリングに出席した配置予定技術者(入札参加者がJVの場合は、JVの代表者の配置予定技術者)の人数分を提出すること。
- (注14) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事を除く。